

○ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する告示新旧対照条文（傍線部分は改正部分）  
 ○ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示（平成十二年通商産業省告示第三百五十五号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（特定管理管）        第七条の二 省令第五十一条第一項の表の上欄(2)に定める告示で定める導管は、次のとおりとする。        一 ねずみ鑄鉄管（日本工業規格G五五〇一（ねずみ鑄鉄品）に適合するものを主要材料とするもの（埋設されている本支管又は特定地下街等若しくは特定地下室等にガスを供給する導管に限る。）をいう。）        二 白管等（鋼管（埋設されている本支管又は特定地下街等若しくは特定地下室等にガスを供給する導管に限り、埋設時に省令第四十七条に定める措置が講じられたもの及び腐食するおそれがないものを主要材料とするものを除く。）をいう。）        三 アスファルト布巻管（鋼管にアスファルトを含む麻布を巻き付けたもの（埋設されている本支管又は特定地下街等若しくは特定地下室等にガスを供給する導管に限り、埋設時に省令第四十七条に定める措置（当該鋼管にアスファルトを含む麻布を巻き付ける方法を除く。）が講じられたものを除く。）をいう。）        四 前三号に掲げるもののほか、主要材料が不明であるもの（埋設されている本支管又は特定地下街等若しくは特定地下室等にガスを供給する導管に限る。）</p>	<p>（新設）</p>